

原子力規制庁記者ブリーフィング

- 日時：令和5年2月14日（火）14:30～
- 場所：原子力規制委員会庁舎 記者会見室
- 対応：黒川長官官房総務課長

<本日の報告事項>

○司会 それでは、定刻になりましたので、ただいまから2月14日の原子力規制庁定例ブリーフィングを始めます。

○黒川総務課長 報道官の黒川です。

お手元の広報日程に沿って説明をいたします。

まず、あしたの日程の関係ですけれども、国会審議の関係で日程が流動的になっています。具体的には午前中の委員会は午前中にやるのですけれども、午後の14時半の委員長会見と16時半のJAEA（日本原子力研究開発機構）との意見交換、これらの時間が変わる可能性がありますので御注意ください。

委員会定例会の議題は5つです。

まず、議題の1つ目が、原子力利用に関する基本的考え方の改定に関する意見照会への回答ということで、この基本的考え方は、原子力委員会が5年に1回改定しているものがありますけれども、法律に基づく意見照会というものがありませんので、その回答案を諮るといふものになります。

これは昨年10月に原子力委員会と規制委員会の両委員会の委員同士が意見交換を行って、その場で規制委員会から意見を述べていまして、中身に反映をされているということで、基本的には異存はない旨の回答になる見込みになっています。

議題の2つ目ですけれども、発電用原子炉施設の劣化管理等に関する検討チームの設置などということで、これは高経年化の法案、昨日了承されましたけれども、今後、規則とかガイド類を作っていくことになりますので、それを検討するための検討チームを設置するという案であります。杉山委員と市村技監ほか規制庁職員が参加するものになります。あわせて、議題にもありますけれども、規制を申請する際に行うことになっている規制の事前評価というものを行うということになります。

議題の3つ目ですけれども、三菱原子燃料株式会社の分割の認可に関する審査結果の取りまとめということです。

これは三菱原子燃料株式会社が、MHI原子燃料という新会社と三菱重工本体に分割して承継されるということですので、その認可に関する審査結果を取りまとめて、関係行政機関の意見を聞くということになります。

議題の4つ目が、甲状腺被ばく線量モニタリング実施マニュアルの制定案と意見公募と

ということです。

甲状腺被ばく線量モニタリングについては、昨年の4月に原子力災害対策指針が改定されまして盛り込まれたというものでありますけれども、今回、そのマニュアルということで、実施主体、都道府県の職員向けのマニュアルというものを作るものになります。今回了承されればパブリックコメントを行うということになります。

議題の5つ目が、第3四半期の原子力規制検査などの結果ということです。

これは定例の四半期の検査報告です。検査指摘事項に相当するものが3つあったことなどが報告されます。いずれも重要度とか深刻度は一番低いレベルのものになっています。

次が、3ページ目に行きまして、2月17日の(7)特定原子力施設、1F(福島第一原子力発電所)の審査会合です。

議題は1つで、ALPS(多核種除去設備)処理水の海洋放出についてということで、これまでの審査結果を踏まえて東京電力から申請書の補正が出てきましたので、その内容を確認するというものになります。

次は、2月20日の(9)特定原子力施設、1Fの監視・評価検討会です。

議題は5つありまして、1つ目が、リスク低減目標マップの改定案ということで、この案は2月1日の委員会です承されたものですがけれども、それをこの監視・評価検討会で議論するというものになります。

2つ目は、固体廃棄物保管管理計画の改定ということで、これは毎年やっているものがありまして、東電が改定しているものの報告です。

3つ目は、1号機の配管の水素滞留の調査、これは継続してやっているものですがけれども、その状況の報告ということ。

4つ目は、施設定期検査の運用状況の報告ということで、これは検査の方法を新検査制度同様にするというのを試験的にやっていますので、その報告ということ。

最後、5つ目が、ALPSの審査状況の報告ということになっています。

こちらからは以上です。

<質疑応答>

○司会 皆様からの質問をお受けします。いつものとおり所属とお名前をおっしゃってから質問をお願いいたします。御質問のある方は手を挙げてください。

タシマさん。

○記者 共同通信のタシマです。お願いします。

あしたの委員会の議題2のところなのですが、炉規法改正に係る事前評価は何をするのか、もう少し詳しくお願いします。

○黒川総務課長 これは政策評価法に基づきまして、規制を新設するときとか改廃するときには法律に基づきやるものになっていまして、規制の事前評価書という、どういう社会的影響があるかというようなことですがけれども、それはルール上フォーマットがありま

すので、そのフォーマットに従った事前評価書というものを作って、最終的には総務大臣に提出するのですが、その評価書の案を決定いただくということになります。

○記者 これから作るということですか。

○黒川総務課長 あした案が出てきて、これで決定して、総務大臣に送ってよろしいかということですか。

○記者 ありがとうございます。

○司会 ほかに御質問はありますか。

よろしいでしょうか。

それでは、本日のブリーフィングは以上としたいと思います。ありがとうございました。

—了—